

**権利擁護支援ファンド第3回専門委員会
会議メモ**

- 1 日 時 令和4年（2022年）11月29日（火）
10：00～12：00
- 2 会 場 J A長野県ビル 12階 E会議室
オンライン（小賀野委員・厚生労働省）
- 3 出席者 （委員）
※敬称略 相澤順也（株式会社ファンドレックス・認定ファンドレイザー）
小賀野晶一（中央大学教授）
鎌田晴之（公益社団法人認知症の人と家族の会理事）
竹内善彦（長野県社会福祉協議会常務理事）
三井 哲（長野経済研究所専務理事）
山本恭子（山本恭子法律事務所・弁護士）
（オブザーバー）
川端伸子（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室室専門官）
徳武義幸（長野県健康福祉部地域福祉課企画幹）
平塚直也（同課地域支援係推進員）
（事務局）
本藤久道（長野県社会福祉協議会相談事業支援センター所長）
中島 将（同総務企画部主任企画員）
舟山 優（同相談事業支援センター主任企画員）
岩崎 明弘（同主任）
佐藤 麻衣（同主任）
- 4 内 容 ○委員紹介
○協議
（1）第2回専門委員会の振り返り
（2）寄付受入にあたっての課題整理
・寄付行為に対する充足感の付与方法
・ふるさと納税の活用
・受配者指定寄付や生前贈与の取扱い
・税制との関係（みなし譲渡税、寄付者への優遇措置など）
・長野県において寄付文化を創造するための戦略

(3) 分配に関する基準づくり

(4) 今後のスケジュール

5 発言内容

＜寄付行為に対する充足感の付与方法＞

●鎌田委員

この間、家族会で初めて2か月間ほどクラウドファンディングによる寄付の受入れを行い、寄付をいただいた方から様々なコメントも寄せいただいた。いずれも認知症を「自分ごと」として捉えている様子であった。この経験から、寄付をお願いするときには明確な訴えがあると共感が得られやすいと感じている。

その人の思いを受け止められる地域の存在こそがまさに「権利擁護」だという企画案にある視点はとても大切で、自分が困ったときにみんなから声をかけてもらい見守られるような地域や社会をつくるために、このファンドをどのように結びつけていくかを考えたい。キーワードは「共感」であり、ファンドが目指す社会を自分ごととして感じてもらえることが大事である。

●相澤委員

寄付集めにおいては、「共感」、「仲間感」、「実利感」の3つのポイントがある。「共感」は自分ごと、「仲間感」は自分もそこに所属したいという意識、「実利感」には名前を残したいなどの名誉もある。寄付後、これらに応じたコミュニケーションを取ることが充足感に結びつく。また、一年間に7回は接点を持つてお礼などを伝える「セブンサンクス」により、寄付者の満足が高まり、次回の寄付にもつながる。

また、「権利擁護」というキーワードにより、寄付者の属性を把握するための調査ができれば良いと考えている。それによって具体的なイメージが持てるので、コミュニケーションの取り方やメッセージの伝え方が見えてくる。どの程度の動きでどのくらいの寄付が集まりそうだという見通しも立つ。目標と準備に関係性が見えてくると考える。

●竹内委員

「セブンサンクス」は大事だと感じる。寄付者はその使途に関心があり、その内容を丁寧に伝えることで共感が生まれ、次の寄付につながる。

また、これからファンドにおいて行いたいことを感謝のなかに含めたり、逆に寄付者からの提案を受けたりすることで、「仲間感」が生まれるのではないかと。

●三井委員

寄付をしたいと考える人にいかに情報を届けるか、寄付後にはいかに満足感を届けられるか、これらはファンドのつくり方と運営の仕方においてとても重要であり、蔑ろにすることなく行っていくべきである。

また、寄付の受け入れ方法は色々あった方がよい。ふるさと納税による寄付も県と連携で構築したい。

さらに、税制との関係では、このファンドへの寄付が地方税も含めて一定程度の税額控除もしくは非課税扱いとなることを考えたい。

●小賀野委員

寄付については、透明性が確保されることによってファンドの持続性が生まれ、分配の可能性が広がる。日常生活自立支援事業は、これまで権利擁護支援として重要な役割を果たしてきており、その事業の支援のための寄付ということであれば、透明性や目的も明確になるのではないか。寄付をお願いするための「趣意書」では、判断能力が不十分な方の権利が擁護される地域づくりを支え、日常生活自立支援事業を持続ある制度としていくという内容を盛り込むと、ファンドの趣旨が明確になると考える。

<ふるさと納税の活用>

●平塚推進員

県のふるさと納税には、「脱炭素社会構築、自然・環境保全」「移住・交流促進、観光」「教育・人づくり」「産業振興」「防災・減災対策」「子ども・若者応援」という6本の柱があり、納税の際はいずれかを選ぶようになっている。「権利擁護支援」自体はこの項目では読みづらい。一方で、ふるさと納税以外の寄付の受入れでは、例えば新型コロナウイルス対策に対する寄付などがある。よってテーマ性を持って寄付を集めること自体は不可能ではない。

ふるさと納税では返礼品が必要となるが、来年1月から受け付ける私学振興への寄付では返礼品はなく、取り組みの参考になるのではないか。

ふるさと納税を利用した団体指定型の寄付について、本県では今のところその仕組みはないが、どのようにしたら可能になるのか確認をしていきたい。

県では5か年計画「しあわせ信州創造プラン」の見直しを進めているが、ふるさと納税の6本の柱はこの計画に基づいている。今後の計画に「権利擁護」を入れ込むことは難しいが、具体的なテーマがあれば県のクラウドファンディングとして扱うことは不可能ではないと考える。いずれにしても、いろいろな可能性を並行して考えていくことが重要ではないか。

●三井委員

寄付者に対して、知事名の感謝状が届けられたら良いのではないか。一つのサンクスの形でもあり、寄付行為の動機にもなるのではないか。そんな仕掛けもいずれ検討しても良いのではないか。

●相澤委員

これまでの議論のように、社協や県行政が寄付を集めることは、公共と個人をつなぐ橋渡しになり、大切な価値となり得る。行政からの感謝状を贈るというコミュニケーションは、公共と個人をつなぐという意味ではとても大切である。このファンドではこのようなことを意識できたら良いと思う。

<長野県において寄付文化を創造するための戦略>

●川端専門官

日常生活自立支援事業は、これまで権利擁護における貴重なパートを担ってきている。国としては平成 30 年に利用件数 1 件当たりの国庫補助単価を 6,200 円から 7,900 円まで引き上げたが、それでも都道府県においてその財源に不足があることは、本事業の構造的な枠組みに課題がある。本来公費で負担しなければならないところを寄付で補うのではなくて、その実施主体が本事業以外の隙間まで担っていることがあり、その隙間にこそ「権利擁護支援」の考え方があって、そこに寄付を充当するべきではないかということが本委員会の議論の展開だと理解する。寄付によって公費を出さなくてもいいという理屈にならないようにしたい。

●小賀野委員

これからますます日常生活自立支援事業の役割は重要で、本事業の取組みはそのほか周辺の権利擁護支援にも十分活かされると考えている。そこを担う人材育成も含め、全体として権利擁護支援がさらに充実することを期待したい。

●川端専門官

支えている方の顔が見えるということも大切で、支援を受ける前からどのように生活が変わり本人の権利を取り戻すことができたのか、このような物語を個人情報に配慮しながら寄付者に届けていくことは大事だと考える。

●小賀野委員

地域における権利擁護支援を社会システムとして構築したいという考えており、そのシステムのなかに様々な制度や取組みが位置づけられる。このような社会システムのために寄付をお願いするためには、具体的にどういうところで権利擁護支援が行われているのかを示していく必要がある。

<分配に関する基準づくり>

●小賀野委員

事業を指定して寄付された場合、その希望が叶うような分配は必要だと考える。そのためには、広く県民等に対して、団体の活動内容や実績などについて情報提供していくことが前提になる。そして、具体的に事業に対する希望が無ければ、ファンドの基準に従って権利擁護支援に取り組む団体に分配するという 2 段階で考えても良いのではないかと。

●鎌田委員

制度から漏れている方々をフォローしている団体の活動も取り込めるようにしてほしい。また、実績だけを基準にすると、これからの活動は生み出せない。この点を考慮して分配先を選択するための基準をつくってほしい。

●竹内委員

各団体は広範にわたって事業に取り組んでおり、人件費を含めて考えると分配額は

1 団体あたり 300 万円、あるいは 500 万円という額が必要ではないか。そこから全体の分配総額を検討してみてはどうか。

●相澤委員

NPO 法人の会計は事業費と管理費に分かれており、助成金の使途が事業費のみに限定されてしまうと厳しいところがある。海外の例なども参考にどこまでを管理経費に分配して良いのかを考えていきたい。

●三井委員

どのくらいの寄付が集まるかわからないため、大きな金額を設定しながら寄付が集まらなると辛い、だからといって必要なところにはしっかりと分配できた方が良い。分配総額の上限については、定額で定めなくても良いのではないかな。一団体あたりの分配額も、その団体が実施する事業の規模によって上限を定めていくことも必要ではないか。さらに対象となる実施事業については、より幅を持たせた方が良いと考える。そして、分配を受けた後、それをどのように使ったのかという報告をしっかりと求めていく仕組みにしておく必要はある。

●山本委員長

このファンドに寄付をするとこのような団体に分配されるという流れを見える化していかないと、寄付への共感が生み出せない。事前団体から、寄付をどのようなことに使いたいのか、その時の必要額はどれくらいなのかということを含めて明示してもらい、それを公表しながら寄付を求めることが必要ではないか。

分配にあたっては、取り組む事業についてポイントで差をつける、あるいは枠をつくるなどの工夫も必要だと考える。

●相澤委員

分配先の団体も寄付を募ることもできるが、直接受け取ることができない寄付を今回のファンドを通じて受け取れるようになるという流れをつくることが大事で、この流れにおいては、寄付者に対する共感も大事だが、寄付を使う団体からの共感も大切な要素だと考える。

●鎌田委員

ファンド側が意思を示していくという考え方もある。理念に沿った使途をこちらから伝えていき、そこに応じて申請いただく団体に分配していくことは良い方法だと思う。寄付集めや分配を通じた社会づくりを意識していきたい。

●小賀野委員

秋田感恩講は、当地の大商人（那波氏）が大きな寄付をし、その趣旨と行動に賛同した人々がそれぞれ自分の可能な範囲で寄付をしたことで、多くの寄付を集めることができた。現代の長野においては、世界的な企業もいくつもあるので、それらの企業からこのファンドに寄付をいただきながら、同時に県民にも可能な範囲で寄付を呼び掛けていくことが良いのではないかな。その際には、上限も下限も設けずシンプルなシステムを検討すべきである。

また、企業の共感を得るためには、しっかりとした趣意書や事実に基づいた情報提供が必要である。将来の長野県民の生活を支えることを含め、寄付を募ることが良いのではないかな。

●川端専門官

「子どもの未来応援基金」という子どもの貧困に対する官民協働のプロジェクトは、全国で寄付を集めている。福祉医療機構が事務局となっており、そのヒアリング結果について情報提供したい。

事業は2つに分かれていて、事業Aは上限300万円、原則3回までとし団体の運営基盤の強化を図ることを目的としている。事業Bは少額支援枠として、30万円もしくは100万円、こちらも原則3回までとしている。審査の視点は、計画性、連携、広報、継続性となっており、委員会を設けて審査をしている。申込み状況では、事業Bの方が毎年多く、審査が通りやすく、スタートアップのところが大変だという事情がある。この基金のホームページには詳細な情報が掲載されているので、参考にしていくのも良いと思う。

●三井委員

本ファンドが募る事業目的を示していくことについて、上手く整理ができれば良い方法となり得ると思う。また、「子どもの未来応援基金」のように分配額に応じて、2つくらいのレベル感に分けて審査要件を変えていくのも良いと思う。いろいろな団体を対象にしていくためには有効な手段ではないかな。

●竹内委員

実績だけの評価だとスタートアップなどに対して分配ができない。目的ごとに系統立てて枠をつくり限度額などを定めていくことで、様々な団体をカバーすることができる。

●相澤委員

分配にあたっては「時間軸」、「活動軸」、そして「組織軸」で見ていくことができるのではないかな。「時間軸」では思惟時なのか攪拌期なのか、「活動軸」では「何に」ということが関わってくる。「組織軸」に関してはどんな体制なのか、寄付を活動に使いたいのか、内部拡充に使いたいのかということに関わってくる。この3軸に金額を組み合わせ考えていくということになる。

また、「ウィル」（ファンドに対する願い）と「ニーズ」（団体における使途希望）を横軸の対立要素とし、縦軸では、「リスクヘッジ」（正しく使われるのかという観点）と「サポート」（より良く使ってもらうための導き）が要素としてあり、その両軸の真ん中を取ることを目指していくべきではないかな。「ウィル」と「ニーズ」の真ん中であれば、私たちも団体においてもお互いに良いファンドになる。また、「リスクヘッジ」に偏りすぎると審査が大変となるため、金額によって簡略していい部分もある。「サポート」ではつながりをつくるための機会を時に設けていくことも考えてもいいのではないかな。

●山本委員長

枠のつくり方によっては、このファンドが何を指したいのかというところに関わってくる。目的との間を行ったり来たりする議論にはなるが、改めて議論を深めたい。

＜今後のスケジュール＞

●中島（事務局）

次回については、これまでの議論を踏まえ、改めて企画案を修正したうえで提案したいと思うが、それまでの間、個別に委員の意見を聞かせていただくことをお願いしたい。今後、分配ルールづくりの他、広報・周知方法や遺言作成サポートチームの構成などについて検討する過程を経たい。